



オレンジ通信

連合和歌山 有田・御坊日高地域協議会ニュース

連合和歌山
有田・御坊日高地域協議会
〒644-0013
御坊市湯川町丸山 80-2
TEL (0738) 23-0300
FAX (0738) 23-0400
発行責任者 久堀修二

(大会スローガン)
次の飛躍へ
確かな一歩を

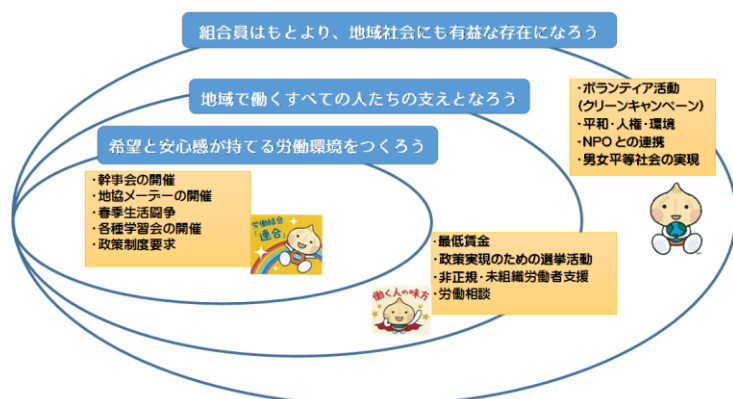
希望と安心感が持てる労働環境を作ろう 第4回定期総会を開催

第4回定期総会を11月21日(火)地協事務所で開催し、2018年、2019年の運動方針を決定しました。また、役員改選も行われ、新議長に小竹泰信(しのう やすのぶ)【関電労組御坊支部】さんが選出されました。

総会は、来賓に連合和歌山の池田祐輔会長と、濱地正由事務局長、推薦議員の平井御坊市議会議員もご参加いただき、代議員29名、役員19名が出席しました。



有田・御坊日高地域協議会の活動イメージ



決定した運動方針は、「希望と安心感が持てる労働環境を作ろう」、「地域で働くすべての人の支えになろう」、「組合員はもとより、地域社会にも有益な存在になろう」を運動の基軸に、働くことを軸とする安心社会に向けた政策・制度実現や、労働条件の底上げとダイバーシティの実現など主要課題に取り組みます。

＜2018年～2019年度地協執行部体制＞

役職名	氏名	組織名	役職名	氏名	組織名	
議長	小竹 泰信	関西電力労働組合御坊支部	幹事	寒川 昌宏	関西電力労働組合田辺支部	
副議長	岡野 友一	和歌山県職員労働組合日高支部		小山 三吉	御坊南海バス労働組合	
	久保 和良	駒井ハルテック大阪労働組合		藤本 昭人	広川町職員組合	
	宮井 陸晴	東燃ゼネラルグループ労働組合		中尾 佳史	和歌山県職員労働組合有田支部	
事務局長	久堀 修二	専従		西峯 正樹	潮光園職員労働組合	
事務局次長	吉田 悠佑	有田市職員労働組合		前田 広宣	日本郵政グループ労働組合紀央支部	
幹事	小山 正浩	駒井ハルテック大阪労働組合		金川 正憲	三菱電線工業労働組合箕島支部	
	赤坂 将基	ミナベ化工労働組合				
	森本 学	ダイワボウ労働組合和歌山支部		会計	夏見 昌幸	ミナベ化工労働組合
	松見 昌伸	旭化成労働組合水島支部和歌山		監査	佐々木 洋輔	和歌山県職員労働組合有田支部

政策学習会

働き方改革に向けて 過労死・過重労働の撲滅

9月14日(木)地協事務所において政策学習会を開催しました。

政策学習会は「政策・制度要求と提言」作成に当たって、その時々々の課題について幹事を中心に勉強します。今年は講師に、御坊労働基準監督署森監督課長を迎え、「過労死・過重労働の撲滅、働き方改革に向けて」と題して、労働時間の削減について講演をしていただきました。

森課長から、労働時間の状況としては、30歳代・40歳代男性で週60時間以上就業している者の割合が高く、残業が発生する理由として「業務量

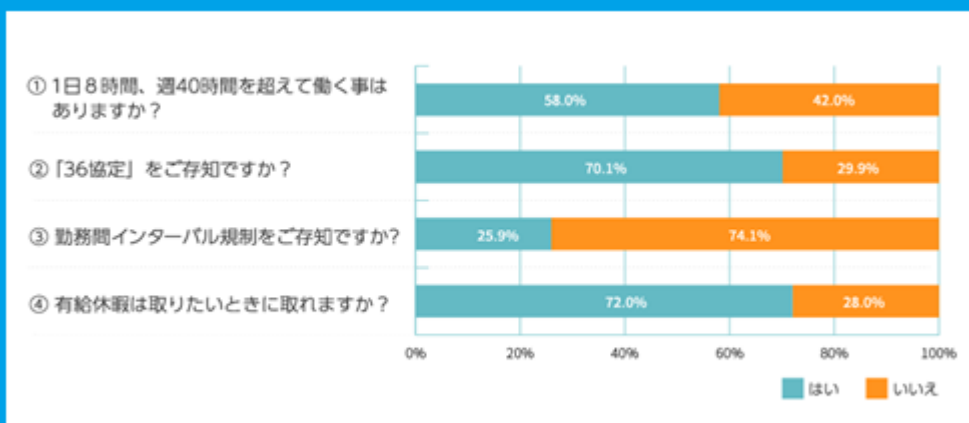


御坊労働基準監督署
森監督課長

が多い」「人員が不足している」「業務の繁閑の差が大きい」などが多く挙げられている。労働基準監督署は、【監督指導・捜査体制の強化】【企業名公表制度】【無料電話相談】などで、長時間労働の削減に向けての取組みを行っている。また、企業向けには新たなガイドラインを定め、労働時間の適正把握を徹底している。長時間労働の削減には、労使双方がよく話し合い、十分な理解と協力の下に行われることが重要である、という

実施箇所：のべ381箇所

回答者数：23,950人



ことでした。

連合は、重要政策のひとつとして、労働者の健康・安全の確保のための「労働時間制の見直し」を掲げており、これ以上働かせてはならないという労働時間の上限を法律で規制すること、そして、終業時刻から翌日の始業時刻までに一定の時間を空け、労働者の休息時間を確保する「休息时间(勤務間インターバル)規制」の導入を求めています。

クラシノソコアゲ応援団！RENGO キャンペーン「長時間労働の是正」の一環として、36協定や勤務間インターバル規制等の認知度確認の街頭アンケートを2017年3月1日～6月9日の間に実施しました。【上記表を参照】この結果、労働時間が長く、なかなか休めない実態が明らかになりました。



街頭行動・街宣活動

地協は、2017年に4回の街頭行動と毎月街宣車による街宣活動を行いました。

街頭行動は、連合の「なんでも労働相談ダイヤル」「0120・154・052」の周知や、最低賃金の改定を周知する街頭を行いました。

街宣車での街宣活動は「なんでも労働相談ダイヤル」が9回、最低賃金の周知が2回、メーデーの周知を4月に行いました。



街頭行動・街宣活動は労働組合のない職場の労働者を対象に行います。今、「セクハラ」「パワハラ」「不当解雇」など、職場に関するトラブルは複雑になっています。誰もが他人事ではない状況です。小さなストレスから大きな不安まで、一人ひとりが抱える問題は様々です。そんな不安や悩みを抱えた多くの働く仲間、労働相談ダイヤルの存在を知らせて力になり

たい。そんな思いで取り組んでいます。

地協では他にも地方紙や折込情報誌に労働相談ダイヤルの周知とともに労働法をわかりやすく解説する「ワークールQ&A」を掲載しています。

いろいろな取り組みを通して連合の仲間を増やし「働くことを軸とする安心社会」の実現を目指していきます。



見てくださいね！地協のブログ

有田・御坊日高地域協議会

検索



地協ブログは【有田・御坊日高地域協議会】で検索して下さい。

地協の活動や地域の紹介、おれんじ通信などを載せています。ぜひ見てください！





応募してください!!
お年玉クイズ

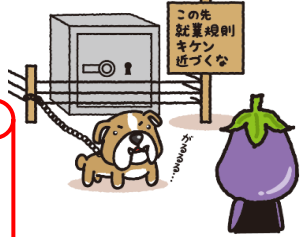


Q1

就業規則を見たいと言ったら、「うちの会社にはないよ」と!?
就業規則について、正しいものをすべて選んでください。

- 1 始業・終業時間、休憩時間、休日、賃金、退職に関する事項は必ず記載しなければならない。
- 2 就業規則は見やすい場所に掲示し、労働者に周知しなければなりません。
- 3 常時50人以上の労働者を使用している事業場では、就業規則を労働基準監督署に届け出なければならない。

どんな条件かな?
見たいよ~



働く際（労働契約を結ぶ際）には、自分が働く場合の条件をきちんと確認しましょう!
会社から閲覧を拒否された場合は、労基署で開示を求めることができます。

Q2

毎日、朝早くから夜遅くまで働き、休日も出勤...労働時間に制限はないの?
長時間労働について、正しいものをすべて選んでください。

- 1 労働基準法では、労働時間は1日8時間、週40時間と定められている。
- 2 残業をさせる場合は36協定を締結・届出をし、労働者に周知することが必要です。
- 3 直近の1か月間に100時間以上の残業は過労死の労災認定ラインとされています。

仕事が終わらない



時間外労働には限度時間があり、必要最小限にとどめることが重要です。長時間労働は本人に自覚がないことが多いから、周囲の人が気付くことも大切です。

頭がポ~っとする



①組合名②住所③氏名④解答を書いてFAXで応募ください。
正解者には抽選で素敵な景品が当たります。
締切は2018年1月12日(金)まで 地協FAX 0738(23)0400